令和８年　年度途中

保育所（園）等利用申込みをされたみなさまへ

【今後の利用調整などの流れ】

①　申込内容の変更受付

お申込みいただいた内容から希望園や希望園順、兄弟姉妹同時申込み等の取扱いの変更などを希望される場合は、**各利用調整の申込期限（入所希望日の前月7日。7日が閉庁日の場合は直前の開庁日。1～3月希望分は11月 13 日。）の 17 時 30 分まで**に「保育所（園）等利用申込み内容変更」（右の二次元コード）手続きを行ってください。 ※令和８年 10 月 15 日よりお手続き可能です。　→→→→→

※各利用調整締切日の 17 時 30 分から同日 24 時まではメンテナンス作業のため、受付けを休止します。

※第1希望の希望園変更を行った場合は、後日「申込済証」を当課より郵送しますので、第1希望の保育所（園）等に持参してください。（下記③参照）

※窓口でのお手続きの場合は各利用調整締切日の開庁時間内にお手続きください。

※郵送でのお手続きの場合は各利用調整締切日必着で「保育所（園）等利用申込み内容変更届」を提出してください。

②不備書類等受付

提出書類に不備があった方は、各利用調整の申込期限（入所希望日前月7日。7日が閉庁日の場合は直前の開庁日。1～3月希望分は11月　13　日）までに保育幼稚園入園課へご提出ください。なお、申込みから3か月以内に提出がない場合は、申込みを辞退されたものとして取り消します。

また、今回提出された書類から状況に変化があった場合（退職や就労時間の変更など）も必ず、**各利用調整の申込期限まで**に変更後の証明を受けた各種書類をご提出ください。

また、期限後でも状況に変化があった場合は必ず保育幼稚園入園課までご連絡・ご相談ください。**利用調整の指数等に影響がある場合は、内定取消または辞退減点となります。**

不備書類につきましては不備・追加書類提出フォームからご提出ください。→→→

（注）以下の書類は専用フォームからご提出いただけません。窓口または郵送にてご提出ください。

・マイナンバーの記載があるもの　・障害児保育制度に関する「意見書」、「同意書」

③申込済証提出

第1希望の保育所（園）等に事前連絡のうえ、速やかに申込済証を持参してください。

④利用調整結果

受付期間に新規で申込み、不備なく書類を提出し、申し込みが完了した方で、内定となられた方にのみ入所希望月の前月15日以降に電話連絡します。

なお、**20日以降に**保育幼稚園入園課へご連絡いただきましたら、内定・保留状況をお答えさせていただきます。

※利用調整の進捗状況により、内定・保留状況をお伝えする時期が前後します。

※1～3月を希望された方は、内定となった場合のみ11月末ごろのご連絡となります。

※保留通知は新規・希望園変更等された方に下旬ごろ送付（1～3月分は12月上旬）。

【裏面につづく】

【注意事項】

①利用調整で 内定 となった場合

内定となった保育所（園）等から入所説明を受ける必要があります。

内定の連絡があったら、内定施設へ連絡し入所説明の日時や場所等を確認の上、ご参加ください。入所説明は施設から運営方針や保育の内容など重要事項の説明を受け、保護者自身で施設・保育の状況を確認する重要な場です。説明を受けない場合は内定が取消になることがあります。

申込段階で重篤なアレルギーや病気、発達の遅れ等の申し出がなく、内定後に判明した場合等も内定が取消になることがあります。

②利用調整で 保留 となった場合

保留後、手続きをしなければ次月以降の令和８年度途中利用調整の対象となります。

令和 8 年度途中の内定を辞退された場合、辞退以降の年度途中の利用調整において、辞退による減点対象となります。

育児休業中の方などは勤務先と十分に調整されることをお勧めします。なお、年度途中利用調整の対象にならないように、入所希望日を変更される際は、各利用調整の申込期限までに「保育所（園）等利用申込み内容変更届（市 HP または窓口配布）」を保育幼稚園入園課へご提出ください。就労証明書の「育休延長可否」の項目で、「否」にチェックがある場合は、延長後の育児休業取得期間が記載された「就労証明書」も併せて提出ください。

※令和9年4月以降を希望とする申込みは令和8年秋以降に別途申込みが必要となります。

③転所（園）申込みをされた方

内定となった場合、辞退して、元の保育園に在園することはできません。

全ての利用調整が完了し、元の保育園には新しく入園する方が決定しているため、いかなる理由があっても、転所（園）内定を辞退して、元の保育園に在園することはできません。辞退した場合、保育所（園）等に所属することができなくなり、新たに申込する場合には利用調整等で減点の対象となります。万が一、転所（園）申込を取り下げる場合は、**各利用調整の申込期限日の 17:30 まで**に市 HP または窓口にてお手続きください。

取り下げフォーム→

④育休明け入所希望の方

育休明けで入所した場合は、必ずその月の末日までに職場復帰が必要です。月末が休日や祝日の場合でも、復帰日を翌月の日付にされますと内定取消や辞退減点となりますので、ご注意ください。

育児休業を取得している職場への復職が必要です。育児休業を取得している職場を退職して転職される場合は育休明け加点なしで再選考となり、内定取消や辞退減点になる場合があります。

申込時の就労時間で復職することが必要です。短時間勤務制度を利用される（有給の育児休暇や部分休業等を含む）場合は申込時に必ず申し出てください。申込時と復職時で就労時間が異なる場合は内定取消や辞退減点となる場合がありますので、ご注意ください。

⑤枚方市に転入予定の方

入所月の1日までに必ず枚方市に転入（住民票の異動）をしてください。

転入予定で内定となった場合は、必ず入所月の1日までに転入（住民票の異動）をしていただく必要があります。1日時点で枚方市民ではない場合、退園となりますので、お気を付けください。<注意>転入後、一定期間は遡って手続きができますので、詳細は、枚方市役所市民課へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
枚方市役所 子ども未来部 保育幼稚園入園課
〒573-8666 枚方市大垣内町 2-1-20
TEL:072-841-1472（直通） FAX:072-841-4319